

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 東大久保ふじみ野線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
ふじみ野市東久保一丁目一四七番一地先から同市東久保一丁目一四七番一地先まで		区間
八・二五〇 九・三六〇	六・八一〇 六・八九〇	敷地の幅員 (メートル)
四・一二〇		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備考